

平成26年度

## 第66回 中小企業団体全国大会の要望事項

東海・北陸ブロック中小企業団体中央会

編集：富山県中小企業団体中央会

## 総 合 ・ 組 織

### 1. 景気対策及び中小企業対策・中小企業連携組織対策

1. 地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定した企業経営を行えるようスピード感を持った切れ目のない景気対策、具体的かつ効果的な経済対策を講じること。

(1) 地域中小企業・小規模事業者の実態を的確に把握し、適時・適切な景気対策を実施すること。

(2) 新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、国は「自由貿易協定（F T A）」、「経済連携協定（E P A）」の締結を推進、拡大を図るとともに、「環太平洋パートナーシップ協定（T P P）」の参加交渉に当たっては中小企業の成長・発展に繋がることを第一に据え、国益を最大限確保するルール作りに積極的に取り組むこと。

また、T P P参加にあたっては、デメリットの情報提供を早期に行い、デメリットに対しては中小企業向け支援策を創設すること。

### 2. 中小企業対策・地域中小企業支援対策の拡充

(1) 中小企業支援施策は、実態に即した分かりやすい、適切かつ強力な中小企業支援策を講じること。とりわけ、全体の 9 割を占める小規模事業者の意欲ある取組みを強力に支援すること。

(2) 地域経済活性化のため、地域資源の活用、地場産業の復興を目的とした、金融・税制・人材育成等の総合的な中小企業対策を拡充・強化すること。

(3) 中小企業は、円安や海外情勢により高騰している原油・原材料価格を転嫁できず厳しい状況にある。為替変動等により、今後さらに石油製品などの価格が上昇した場合、適正価格で入手できるよう事前に負担を軽減できる対策を講じるとともに、不当な乗値上げが行われないよう監視・抑制を行うこと。また、中小企業が価格上昇分を円滑に価格転嫁できるよう支援策を講じること。

(4) 国産エネルギー源確保の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要があるが、固定価格買取制度においては、電力の買取りに要した費用が企業の電気料金に上乗せされ、その負担が増大しているため、買取価格の引下げや買取量の上限定、再生可能エネルギー発電促進賦課金に対する特例の減免基準の引き下げなど負担軽減に向けた抜本的な見直しを図ること。

(5) 中小企業が今後とも発展を遂げるには、成長著しいアジア諸国をはじめとする新興市場を取り込んでいく必要があるが、海外の市場ニーズ把握や販路開拓ノウハウがネックとなっているので、中小企業が海外展開するうえで必要とされる情報、ノウハウ、人材育成を総合的に支援すること。

- (6) 生産拠点の海外移転による国内製造業の空洞化は、地域産業の崩壊や雇用機会の喪失等大きな影響を与えている。特に中小製造業にとっては既存事業の縮小により技術・技能の維持が難しくなっているため、事業転換や新分野進出、新商品開発などの支援施策の拡充・強化を図り、厳しい国際競争下にある中小企業を後押しすること。

### 3. 中小企業連携組織対策の充実・強化

- (1) 中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充すること。
- (2) 小規模企業振興基本法による小規模企業者に対する支援策の拡充に伴い、小規模企業者で組織する組合等についても各種補助金の補助率を引き上げるなど、早急に支援の充実を図ること。
- (3) 中小企業者が共同で発展（共存共栄）できるよう中小企業組合が取り組む、新分野・新ビジネスの創出、人材育成、新技術・新製品開発、省エネ・環境問題等への支援策を講じること。
- (4) 事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、生産性の向上などに大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付け、拡充するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制を強化し、中小企業等協同組合法などによる連携組織を積極的に支援できるよう十分な予算措置を講じること。
- (5) 中央会のコーディネート機能を強化するため、中央会指導員の資質向上を強力に支援すること。

### 4. 電力の安定供給と省エネ・節電対策支援の強化

- (1) 中小企業は、大企業に比べ製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段も乏しいため、電気料金の高止まりは、中小企業経営に大きな影響を与えている。このことから、国は、安価で安定した電力供給を実現するため、中長期のエネルギー確保の在り方について現実的な戦略を早急に構築し、中小企業への影響を最小限にすること。
- (2) 原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、地元住民の理解を前提に、安全が確認された原子力発電所の再稼働を行い、電気料金の引下げと電力の安定供給を図ること。また、中小企業の省エネ・節電機器、リサイクル設備の導入等の取り組みに対して積極的に支援を行うこと。

## 2. 官公需対策

### 1. 中小企業向け官公需施策の適切な運用

国は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）並びに「平

成 26 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。

また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図るため、次の対策を講じること。

- (1) 随意契約及び分離分割発注等法令により、実施が可能なものについては積極的に活用を図り、中小企業並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。特に、官公需適格組合は、官公需の受注体制が整備されていることを中小企業庁が証明した組合であることから、国だけではなく、地方公共団体も発注に際して優先的に活用すること。
- (2) 地域経済の活性化、地元中小企業者の育成を最優先に公共調達制度の改善・見直しを行うこと。
- (3) 適正価格での受注確保のため、国等の発注にも最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を厳格に運用すること。さらに、受注業務完了後は、受注者の資金繰りに影響しないよう、可能な限り迅速な決済事務を図ること。
- (4) 競り下げ入札の導入については、中小企業者等の事業環境が大幅に悪化することがないように最大限の配慮をすること。
- (5) 少額随意契約制度を活用することを定めている「予算決算及び会計令」並びに「地方自治法施行令」の実効性を高めるとともに、その適用限度額を大幅に増額すること。
- (6) 地方公共団体に対しても国と同様の「契約の方針」で示した中小企業者向け発注目標金額及び目標割合の策定要請を徹底し、契約実績の確保に努めること。

## 2. 官公需適格組合の証明に係る要件緩和について

官公需適格組合の証明にあたっては、国等に競争契約参加資格申請を行うことを必須要件とせず、地方公共団体に限って競争契約参加資格申請を目指す組合についても申請を認めること。

## 3. 下請取引の監視強化と原材料価格上昇に対する取り組みの強化

下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用し、同法に違反する親企業に対する取り締まりを強化するとともに、課徴金納付命令など独占禁止法の行政処分に至る審査手続きの見直しにあたっては、審査マニュアルを開示するなど運用の透明性と予見可能性が確保された、分かりやすい手続きとすること。

製菓等原料の価格決定における、国内生産者保護目的の上乗せ価格を撤廃すること。

## 4. 情報化支援の拡充・強化（IT化）

情報技術の利活用が進む大企業との格差拡大を防ぐため、中小企業並びに中小企業組合へのIT化のためのハード面（情報機器導入資金補助等）・ソフト面（情報担当者育成、

システム開発支援等)の支援体制を拡充・強化するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図るため、次の対策を講じること。

- (1) 中小企業における情報システム担当者の育成支援、中央会が実施する情報化相談等の支援事業とともに、全国中央会の中小企業活路開拓調査・実現化事業を拡充すること。
- (2) クラウドコンピューティングの利活用の促進など中小企業のIT化の支援を拡充すること。
- (3) 個人情報保護への対応や情報セキュリティ対策の導入などに伴う人的・物的及び技術的な安全管理措置への対応に際しては、業種・業態に応じた講習会の実施など、組合等を中心とした中小企業への支援を拡充すること。

## 5. ものづくり支援対策

国内産業の9割を占める中小企業の振興対策が国の活力源であり、国内でしっかりと「ものづくり」をしてゆく企業力を支援することが産業振興に繋がる。平成24年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金、平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業は、我が国の産業社会を活性化する役割を担っている、ものづくり企業の資金面を支援し、早期の事業化の促進、関連産業や雇用促進などへの波及効果をもたらすものであり、今後も積極的な支援を講じること。

## 6. 組合士制度

中小企業組合士の社会的地位と資質向上を図るため、中小企業組合士制度の積極的な振興策を講じること。

## 7. 組合制度

中小企業組合が景気の変動に左右されず、円滑な組合運営を行うことができるよう、次のとおり組合制度を改善すること。

- (1) 組合の共同施設に遊休が生じた場合等の員外利用制限を緩和すること。
- (2) 出資制限が新たな事業活動の実施を困難にしている組合等の1組合員の出資制限を緩和すること。
- (3) 円滑な組合事業推進を図るため、商店街振興組合における員外理事の制限を緩和すること。
- (4) 企業組合の従事組合員比率を緩和すること。また、従事組合員の要件に兼務者を認めること。

## 8. 建設関連業種への支援

1. 高度成長期に整備された社会資本の多くが、構造基準の改正や耐用年数の到来により、今後更新のピークを迎える。社会資本整備を担い、防災など地域を守る建設業界が健全な経営と人材確保ができるよう、計画的に投資すること。
2. 中小建設事業者並びに建設関連事業者が、公共工事の削減に対応するために行う経営革新及び経営基盤強化に対し各種支援策を講じること。

## 9. 電気工事関係業種への支援

1. 東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫状況を背景に、今後電力システム改革が段階的に進められるが、電力会社の発電部門と送電・配電部門を法的に別会社に分離する第三段階の改革については、電力会社等が長年培ってきた技術力や現場力が損なわれる恐れがあるので、より慎重な議論と研究を行うこと。
2. 快適な社会生活を営むうえで必要不可欠な電気について、安全で安心な使用を担保する電気工事業の業務適正化を図るため、早急に規制措置を講じること。

## 10. 環境対策

1. 中小企業が取り組む、環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成・支援制度の拡充を図ること。
2. 環境マネジメントシステム（ISO14001 やエコアクション 21 の取得等）の構築に対する助成・融資等の支援制度の拡充を図ること。
3. 省エネルギー化及び温室効果ガス削減に自主的に取り組むため、太陽光発電、再生可能なエネルギー設備、その他環境に配慮する設備等の導入に対する補助制度の拡充を図ること。
4. 新エネルギー等の導入事業を行う事業者に対する支援のさらなる拡充を図ること。
5. リサイクル製品の普及を進めるため、公共事業での優先的調達などの措置を積極的に講じること。
6. 中小企業が取り組む、緑化対策への技術・資金面での拡充を図ること。
7. 土壌汚染対策法や水質汚濁防止法の規制に対応するための助成支援措置の拡大
  - (1) 土壌汚染対策法に基づく助成支援策として、汚染の除去費用のみならず、調査費用も助成対象とするなど支援策の拡大措置を図ること。また、将来必要と見込まれる調

- 査費用、土壌改良費用に充てるための引当金を認めるなどの税制措置を講じること。
- (2) 水質汚濁防止法による構造等規制制度に対応するため、施設の仕様や更新などを行う場合には補助制度等の支援策を講じること。
  - (3) 危険物の漏えいによる土壌汚染の早期発見及び早期対策を促進する石油製品販売支援事業の補助対象事業者に事業協同組合を追加すること。
8. 環境関連税制の優遇措置の拡充並びに中小企業の負担増となる過度な環境規制への特段の配慮を講じること。
- (1) 省エネルギー化や温室効果ガス削減に資する設備・施設の導入を促進するために更なる環境関連優遇措置を図ること。
  - (2) 環境規制において、中小企業にあっては競争力の低下や、大幅な負担増を招くような過度な規制とならないよう十分に配慮すること。
  - (3) 工場立地法において、緑地面積及び環境施設面積割合の緩和並びに緑地対象範囲の拡大を図ること。
  - (4) 組合の所有する共同施設において、エネルギー効率の高い最先端設備への入れ替え等を促進する税制措置を講じること。
9. 自然災害の発生時や大規模な事故の発生時等の緊急時において、環境影響調査の速やかな実行を図るとともに、その後の風評被害への救済措置・防止策等十分な対策を講じること。また、建物付属設備に対する償却制度の導入など新たな設備投資を含む、経営の再建のための中長期的な事業継続支援策を講じること。
10. 中小企業者が J-クレジット制度を利活用する場合、税制や資金等について優遇措置を講じること。

## 11. BCP作成計画

東日本大震災では、部品や素材工場の損壊により供給網が寸断され、大規模な減産に追い込まれるなど、日本経済は大きな打撃を受け、BCP（事業継続計画）の策定やBCM（事業継続マネジメントシステム）構築の重要性が再認識された。中小企業組合等が取組む防災・減災、計画策定に対する助成措置等を強化すること。

## 12. 高圧電力料金制度の改定

電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力の各月基本料金は、電力会社が30分毎の使用電力（デマンド値）を測定し、その月の契約電力を過去1年間で最も大きい値にする方式によって行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しくまた不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去1年

遡った最大需要電力量相当の料金を支払うことが多大な負担となっている。そこで、基本料金の算定期間の短縮（1年→6ヶ月）又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。

### 13. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

地場産業や伝統的工芸品産業は、わが国のものづくり基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題などの構造的な課題を抱え、業種・業界の存続が危惧されている。このため、これら産地の連携組織である協同組合等を有効に活用し、業界の活性化と産業振興を積極的に推進すること。

### 14. アスベストの除去

国・県等行政の指導により防火対策上、アスベストを使用するよう要請を受け建設した中小企業組合等の共同施設におけるアスベストの除去や囲い込み工事に対し、国等は支援措置を創設すること。

### 15. 地産地消への取組み

国は、地産地消の推奨を図るため、公共物件における地域産材等の使用を制度化すること。

### 16. 営業用車両盗難防止及び捜査対策の強化

中小企業にとって営業用車両であるトラック等は重要な経営資源であり、その盗難は事業の継続に支障が生じるなど経営を直撃することから、盗難防止対策を強化しているが、窃盗グループは組織的に巧妙に犯罪を繰り返しており、盗難車両が発見されることは少ないので、国は不正輸出防止や盗難防止対策を強化し犯罪を撲滅すること。

## 金 融

### 1. 中小企業金融対策

#### 1. 金融機関への指導継続と中小企業への円滑な資金供給体制の確立

- (1) 金融機関に対し、中小企業融資における金融検査マニュアルに基づき財務状況だけでなく技術力、販売力や成長性等経営実態を重視するよう指導を継続すること。
- (2) 金融商品の特性を十分に説明するなど中小企業者へのきめ細かなコンサルティング機能を一層発揮し、中小企業の資金調達に支障を期たさないよう総合的な対策を継続して行い、中小企業への円滑で迅速な資金供給体制を確立すること。

(3) 従来型の産業に対しても金融機関の目利き能力により資金の供給を図り、地域の資金は地域で回し雇用対策に繋げること。

## 2. 経済対策に呼応した融資条件の緩和等中小企業金融対策の一層の充実

(1) 国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める抜本的な経済対策を継続・拡充するとともに、中小企業者及び小規模企業者にも、迅速かつスムーズな融資制度を創設するなど金融対策の更なる充実を図ること。

(2) 中小企業を支援するための各種金融対策において、長期間の融資、元金返済の据え置き期間の延長、信用保証に過度に依存しない融資の実現を図ること。

(3) 金融庁は、各金融機関において「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を監督し、融資慣行として浸透・定着を図ること。また、経営者の個人保証を求めず、個人保証を免除・猶予する特例制度において、制度利用時の加算利率の上乗せをしないこと。

(4) 法律の改正等により資金需要が生じている中小企業に対し新たな金融措置を講じるとともに、政策金融で対象業種外とされている業種についても、環境対応への資金融資など目的により対象とするなど柔軟に対応すること。

(5) 既往貸付についても、中小企業者及び小規模企業者の経営資産を把握して条件緩和を図るなど、中小企業金融対策の一層の充実を図ること。

(6) 国産製品の購入資金の借り入れや事業協同組合が行う転貸融資に優遇金利を設定する等、国内産業に特化した地域密着型の金融政策を講じることで、国内及び各地域の景気浮揚を図ること。

## 2. 政策金融機関の機能強化

1. 中小企業向け金融施策に対する政策金融機関の役割は、重要であり、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫は、中小企業の状況を的確に把握し、実情に合った事業を展開するなど機能の強化を図るとともに、中小企業専門の政策金融機関としての役割を十分に認識した上で顧客へのサービス強化に努めること。

2. 資金提供の円滑化を図るため低金利措置を行うとともに、借手企業の細かな実態把握により、不動産担保や個人保証に依存しない融資制度を継続・拡充するなど、中小企業の負担を軽減し積極的な経営ができるようにすること。

3. 商工組合中央金庫並びに日本政策金融公庫が行う、セーフティネット貸付制度をはじめとする融資制度については、時限的でなく恒常的に行うこと。

## 3. 信用補完制度の充実

1. 信用補完制度については、企業の信用リスクに応じた信用保証のあり方を見直し、不動産担保や人的保証に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の延長、対象業種の拡充及び貸付枠の拡大を図り、震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。
2. 保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図り、中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
3. セーフティーネット保証制度の対象業種が本年7月に157業種に減少したが、多くの中小企業はまだ景気回復の実感を得ていない状況にあることから、対象業種を拡大すること。

#### **4. 高度化融資制度の弾力的運用**

1. 高度化資金の返済について、組合の運営は組合員の減少等により非常に厳しい状況にあり、当初の返済期限や返済額を履行できない組合が多数出てきているので、返済条件の緩和について一層弾力的に運用すること。
2. 高度化融資制度は、中小企業基盤整備機構が都道府県と一体となり資金面から支援する制度であるが、現状において都道府県の貸付が困難な場合が多くなっている。このようなことから、日本のものづくりを支える中小企業が円滑に設備投資を行えるよう、既存のA方式やB方式に加え、新たに中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行うことができる方式を構築するとともに、手続面の簡素化、スピード感を持った貸付を行い中小企業の経営基盤の強化等について支援を行うこと。

#### **5. 金融円滑化法の期限到来後の対応**

中小企業金融円滑化法の期限到来を受け、金融機関によるコンサルティング機能による出口戦略が講じられたが、一過性のものとせず、継続した支援を講じること。

#### **6. 中小企業倒産防止共済制度の見直し**

中小企業倒産防止共済制度は、金融円滑化法の終了や突如発生する災害などによる取り引き先の倒産・廃業など貸し倒れリスク及び連鎖倒産を防止する備えとして意義ある制度であるので、次の見直しを行うこと。

- (1) 掛金総額から共済金貸付額を控除する制度の廃止又は緩和

中小企業にとって共済金貸付額の10%を掛金総額から控除する制度は負担が大きいため、廃止又は緩和すること。

- (2) 貸付を受けられない期間の短縮

共済加入後 6 ヶ月以上経過しないと共済金貸付けを受けられない制度となっているが、取引先の倒産は突発的であることからその期間を短縮すること。

## 7. 融資条件の緩和

宿泊業は消防法令や建築基準法への対応に多額の資金が必要となることから、国は日本政策金融公庫が取り扱っている生活衛生改善貸付について 2,000 万円の融資限度額を増額すること。

また、生活衛生改善貸付の対象とならない組合員（従業員数 21 人以上）に対する新たな融資制度を創設すること。

# 税 制

## 1. 消費税

1. 消費税 10%への引上げについては、中小企業の厳しい経営環境に配慮するとともに、実施にあたっては、二重課税の排除、非課税枠の拡大等、十分な措置を講じること。
2. 消費税の転嫁は進んでいるが、取引の縮小や解約を恐れ消費税引上げ分を本体価格から値引きしている場合があるので、完全な転嫁に向け徹底した監視と摘発を行うこと。
3. 特別措置で時限的に認められている消費税の外税表示を恒久化すること。
4. 消費税の段階的引上げで議論となっている軽減税率の適用にあたり、区分経理方法として検討されているインボイス方式は中小企業の事務負担が大きいことから、帳簿方式による仕入れ税額控除方式を継続するとともに、対象品目や軽減する消費税の検討にあたっては、中小企業に過度な負担とならないよう配慮すること。
5. 現在、免税事業者については課税売上高が 1 千万円以下、簡易課税制度については課税売上高が 5 千万円以下の事業者に対して適用されているが、零細事業者の事務負担を考慮しこの制度を維持すること。

## 2. 法人税

1. 国際競争力の向上を図り、国内投資や雇用創出を促進するため、中小企業の成長を第一に、法人税率の更なる引下げと中小法人に対する軽減税率の延長・引下げを図ること。

また、その適用所得範囲を撤廃すること。

2. 中小企業組合及び中小企業の法人税率を引き下げ、中小法人軽減税率の適用を「資本金3億円以下」に引き上げること。
3. 収益の悪化している中小企業の経営を支援するため、欠損金の繰戻し還付制度において、通算できる期間を前3年に拡充すること。また、欠損金の繰越控除期間を無期限とすること。
4. 法人実効税率引下げに伴う代替財源として、外形標準課税の中小企業への適用拡大や中小法人向け租税特別措置の廃止は、依然として厳しい経営環境にある中小企業に一層の負担を強いることになるため行わないこと。

### **3. 同族会社・事業承継税制**

1. 同族会社の留保金課税制度は、中小企業が自己資本の蓄積を行い経営基盤の充実・強化を図ることを阻害するものであり、廃止すること。
2. 事業承継については、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、非上場株式の評価額を原則額面とするなど、自社株や事業用地の評価方法についての見直しを含め、納税猶予制度の更なる充実を図ること。

### **4. 揮発油税・軽油引取税**

1. 揮発油税、軽油引取税において、当分の間として措置されている特例税率（旧暫定税率）を早急に廃止するとともに、燃料価格高騰時の課税停止措置（トリガー条項）の凍結を解除すること。また、地球温暖化対策税について中小企業の負担軽減を図ること。
2. 中小企業の経営の安定、製品等の安定供給の観点から、砕石業者等生産・製造工程で使用する軽油に対し、軽油引取税の課税免除措置について恒久化を図ること。

### **5. 中小企業投資促進税制**

中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、新分野進出の際の税制優遇を含め、中小企業投資促進税制の更なる拡充と恒久化を図ること。

### **6. 自動車関係税制**

1. わが国の自動車関係諸税については、税負担が複雑で過重となっており、さらに、消

費税率の引上げに伴い一段と税負担が重くなっているため、自動車関係諸税を整理し軽減すること。

2. 揮発油税及び自動車取得税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すとともに、特に揮発油税について本則税率を大幅に上回る暫定税率を軽減すること。
3. 車両の維持・管理が行き届いた低年式自動車に対する自動車税の重課税は行わないこと。

## 7. その他中小企業・中小企業組合税制の充実強化

1. 「地球温暖化対策のための税」いわゆる環境税の導入により、全化石燃料に対して CO2 排出量に応じた税率が石油石炭税に上乘せされているが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講じること。
2. 耐用年数の経過した償却資産に対する固定資産税は、取得価格の 5% を課税標準額として、資産が廃棄又は滅失するまで継続して賦課されている。一方、法人税では平成 19 年改正において残存価格を廃止し償却の促進による設備更新を図ったところであり、固定資産税の課税標準額の決定にあたっては、法人税に準じること。
3. 中小企業においては、イノベーションのけん引役となるような、専門性の高い人材、あるいは海外進出、新製品開発や新分野進出等に必要とする技術・知識を有する即戦力の人材が不足している状況にあることから、既存の従業員のレベルアップにより課題を解消する必要があるため、2012 年に廃止した「人材投資促進税制」を復活すること。
4. 異常危険準備金は租税特別措置法上、火災等共済組合の「火災共済」のみ損金算入が可能であるが、他の「共済」についても同様の取り扱いとすること。
5. 政令指定都市や人口 30 万人以上の指定市などに課せられている事業所税の廃止、又は床面積 1,000 平方メートル以下の資産割、従業者数 100 人以下の従業者割の非課税範囲拡大など、負担軽減措置を拡大すること。
6. 中小企業にとって、退職給与引当金及び賞与引当金は、将来の支給に向けて積み立てる負債性引当金であり、損金算入制度を復活すること。
7. 役員報酬は職務執行における対価であることから、原則全額損金算入とすること。

8. 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の 5 年から 3 年に短縮すること。

## 商 業

### 1. まちづくり、中心市街地活性化

1. 商店街組織に対する支援策である「地域商店街活性化事業」は、商店街の恒常的な集客力及び販売力の向上を、「商店街まちづくり事業」は、安心・安全に配慮した身近で快適な商店街づくりを目指すことを、それぞれ主目的とする補助金であり、地域商店街が地域コミュニティの活性化に貢献でき、大きな波及効果が期待できることから、26 年度以降も継続して実施すること。
2. 人口減少が深刻化する中で、地域の活性化を図るため、交流人口の拡大、商店街をはじめとする地域商業の再生とコンパクトで賑わいあるまちづくり推進への支援を拡充・強化すること。
3. 防災及び減災を意識した安心・安全で魅力あるまちづくりのための支援を拡大すること。
4. 商業や流通活動を円滑に行うため、幹線道路に迷惑駐車や駐車違反とならない営業用車両の荷捌きスペースを確保すること。また、災害等緊急時に高齢者・障がい者などに適切な対応ができるよう、救急車両や障がい者用車両の駐車スペースを確保すること。
5. 公共・公益性のある共同施設（アーケード、駐車場等）は地域の活性化、地域社会の維持・発展に大きな役割を担っており、その設置、維持管理の費用に対する助成制度を拡充・強化するとともに、これら施設に係る固定資産税等の負担軽減措置を講じること。
6. 自然発生的な商店街が人口減少や後継者難から疲弊している中で、地域商業者で構成する共同店舗は、地域に残された唯一の人工商店街であり、商店街の空き店舗対策など商店街組織に対する支援施策の対象に共同店舗を明確に位置づけ、空きスペースの入居費(賃貸料)や改装費等の助成制度を創設すること。
7. 地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常的に育成す

る制度を創設すること。

## **2. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化**

1. 近隣の中小事業者の経営を圧迫していることから、営業休日の減少や長時間営業などを行う大規模商業施設に対して自粛指導を強力に行うこと。
2. 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
3. 大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。

## **3. 公正な競争環境の整備・下請取引の適正化**

1. 不公正な取引が顕著な業種について、弱い立場にある下請中小事業者が親事業者・発注事業者による優越的な地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように下請法の機能強化を行うとともに、新たな業種別ガイドラインを作成し、不公正な取引方法に対して更なる規制を強化すること。
2. 流通業等において大規模小売業やインターネット取引における不当廉売、納入業者に対する不当返品、押付け販売、協賛金要請等優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対して、国は「独占禁止法」や「業種別ガイドライン」等を厳正に適用し、迅速かつ実効性のある処分を行うこと。

## **4. 中小企業物流対策支援**

1. 為替変動を背景として原油・原材料価格が不安定に推移する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定に影響を与えている。原油、原材料、電力等の資源・エネルギーの安定供給並びに価格の適正化のため、総合的な資源・エネルギー支援策を推進すること。
2. 中小運送事業者は運送原価に占める燃料費のウェイトが高く、燃料高は経営に及ぼす影響が大きいことから、燃料サーチャージ制度について国主導で強制的に導入を進めるとともに、中小運送業の健全かつ安定した経営を実現するため、助成制度を拡充すること。
3. 安心・安全な輸送手段の確保のため、高速道路等の修繕・保守・再整備を強化すること。

4. 一般貨物自動車運送事業において、輸送距離における運賃価格の最低料金制度を創設し、適正価格で輸送取引ができるようにすること。
5. トラック運送業では、運転手の確保が難しくなっており、2年以上の経験を必要とする中型自動車免許の取得要件を緩和すること。

## 5. 高速道路割引制度

1. 高速道路通行料金の新割引制度では、高速道路を利用する機会の多い車両を対象とする大口・多頻度割引は、激変緩和措置として平成27年3月末までの間、車両単位割引率が10%加算され最大40%に拡充されたが、その他の割引が廃止・縮小され総通行料金が増加し、重い負担となっていることから、激変緩和措置を恒久化するとともに、小規模事業者の輸送コスト削減につながる割引制度となるよう再度見直すこと。
2. 高速道路料金の「休日特別割引」（上限1,000円）制度を復活させること。

## 6. 観光対策

1. 宿泊施設に対する固定資産税が重荷になっており経営を大きく圧迫しているため、建物の評価額算出に関する建築経過年数基準を短縮するなど、固定資産税の減税措置を講じること。
2. 国が先導となって、中小企業に勤める従業員等が、計画的に有給休暇を取得できるような環境作り並びにリフレッシュ休暇取得の喚起を積極的に努め、国民の観光旅行参加機会を増大させること。
3. 耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模な建築物は、耐震診断を受け耐震補強しなければならないが、ホテル・旅館は耐震改修に係る負担が大きいため、事業者負担を最大限軽減するための制度を確立すること。また、耐震診断結果公表までの期間を延長すること。
4. 現行の温泉法では、新たに温泉を掘削するには許可が必要であるが、これを拒む理由がなければ、許可せざるを得ないのが現状であり、誰でも温泉掘削が可能となる状況では泉源が枯渇する恐れがある。地域の共有財産である温泉は限られた観光資源であり、早急な対応策を図ること。
5. 入湯税については、その用途を「観光振興」と「温泉資源の保護」の2点に限定する

こと。

6. 観光立国実現のため、国内旅行経費の支出について一定の所得控除措置を講じること。
7. 国家戦略特別区域における旅館業法の特例(国家戦略特別地域法第13条)については、旅館・ホテルなど旅館業法の対象となる事業を圧迫しないよう適切な運用を図ること。

## 労 働

### 1. 雇用・労働施策の拡充

1. 労働施策関連の各種助成金制度の周知を積極的に行うとともに、中小企業の実態に即した助成金制度を拡充し、同時に申請手続きの簡素化を早急に実施すること。  
また、利用者の便宜を図るため、各省庁の助成金等全てに対応できる集中窓口等の機能強化を検討すること。
2. 国は、中小企業が障害者雇用を促進するため、「障害者初回雇用奨励金」により支援しているが、支援の対象は支給申請時点で雇用する常用労働者数が50人～300人の事業主と規定している。障害者雇用を促進するためには、初めて障害者を雇用する中小企業の増加が必要であることから、常用労働者が50人未満の事業主も対象とするよう改善すること。

### 2. 中小企業の雇用対策

1. 雇用対策の推進に当たっては、地域中小企業の雇用実態を十分に把握し、中小企業の意見が反映された休日及び労働時間の設定を指導するなど、中小企業の実情に即した雇用対策を講じること。さらに、雇用対策のための新たな助成制度等の措置を講じること。  
また、高齢者、若年労働者及びフリーター等の総合的な就業対策を強化、推進し、中小企業においても高齢者・若年者の採用・確保への環境を整備し、支援を強化すること。  
さらに、日本のものづくり技術を継続、発展させるため、産業労働人口の減少対策として、長期的視野に立った支援策を講じること。
2. 中小企業の地域産業を支える製造業・建設業等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を強化するとともに、人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講じること。また、技能検定制度の拡充を強力に推進すること。

3. 平成 22 年 4 月 1 日に施行した改正労働基準法では、時間外労働の割増賃金率の引上げ（1 ヶ月 60 時間を超える時間外労働については、割増賃金率が、現行の 25%から 50%に引き上げられた。）が行われたが、中小企業の割増賃金率については 3 年経過後に再検討するとし、現在検討が行われている。

今後、中小企業に対する猶予措置の見直しにあたっては中小企業の実態を十分考慮し、当分の間見直さないこと。

### 3. 最低賃金制度

最低賃金の見直しにあたっては、地域最低賃金審議会の自主性を尊重し、地方の中小・零細企業の経営状況や雇用実態、支払い能力等の把握に努め、中小企業の生産性向上の進展状況を踏まえた上で慎重に行うこと。

また、最低賃金制度を見直し、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金を一本化すること。

### 4. 社会保障制度

1. 中小企業にとって、パートタイム労働者に対するニーズは年々増加しているが、所得税・住民税の非課税限度額が抑えられているため、繁忙期の就業を継続できなくなるケースがある。そこで、パートタイム労働者の継続的な就労促進のため、所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収基準を大幅に引き上げること。
2. 社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を取り除くため、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。また、毎年引き上げられる社会保険料は、使用者・労働者双方にとって負担増となっており、社会保険料の安易な引上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分配慮するとともに、中小企業の経営実態に即した社会保障制度の改革と保険料の負担率の見直しを早急に進めること。
3. 協会けんぽの安定的な財政運営による保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及びその従業員の負担増につながらないように、国庫補助率を本則の 20%に引き上げること。
4. 中小零細企業には労働保険料の負担が大きく、例えば労災が発生していない優良事業所については労働保険料を逡減すること。
5. 国民年金法等の改正により、平成 28 年 10 月 1 日から短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用が拡大されることとなった。現在対象は従業員数が 501 人以上の企業となっているが、今後中小企業に適用された場合、企業負担が増加し経営に大きな影響を与

えることから、中小企業への適用は行わないこと。

6. 平成 26 年 4 月 1 日に厚生年金基金制度の見直し等を目的とした改正厚生年金保険法が施行され、「厚生年金基金」の大多数が解散を余儀なくされる。基金の解散時には、国への代行割れ返金額を各加入企業の加入者数により負担することとなっているが、収益性の乏しい中小企業にとっては負担が重く、負担軽減措置を講じること。

## 5. 教育・人材育成

1. 大学等新卒者の採用に係る広報・選考活動開始時期が、2016 年卒業予定者から大幅に後ろ倒しされ、採用期間が短縮化されることに伴い、学生が中小企業へ目を向ける機会を逸すること、学生側・企業側の相互理解が十分に進まず、就職のミスマッチが拡大する怖れがあることから、地域中小企業人材確保・定着支援事業を拡充し、中小企業における若年者の採用から育成・定着への支援を強力に進めるとともに、学生や学校等と中小企業を直接的につなぐ仕組みの構築、中小企業のインターンシップ受入支援を積極的に行うこと。
2. 中小企業にとって、大学等新規学卒者をはじめ、将来を担う優秀な人材の確保や定着・育成は大きな課題となっているため、高等教育機関との連携を密にし、組合等連携組織などを通じた支援事業・職業訓練制度の拡充・強化を図ることで、中小企業の持続的な雇用と技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

## 6. 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度が効果的かつ円滑・適法に実施されるよう、次の措置を講じること。

- (1) 賃金の不払い、不正行為、傷害事件等が発生しているため、外国人技能実習制度の趣旨が適法に実施されるよう監視ルールをさらに強化すること。
- (2) 現在の技能実習 2 号移行対象職種は、68 職種 126 作業と限られた範囲であることから、中小企業の雇用状況に対応した対象職種・作業に拡大すること。
- (3) 受入れ人数枠の規定は制度発足以来変更されていないことから、技能実習 2 号の人数を常勤職員総数に加え、受け入れ人数枠を拡大すること。
- (4) 外国人技能実習制度による技能実習期間は最長 3 年であり、優れた技術者・技能者を育成するには短すぎるので、技能実習期間を一定条件の下 5 年に延長すること。  
また、技能実習が終了した実習生が、本国に帰国した後、より高度な技術の修得を希望する場合は、再度技能実習制度による技能実習を認めること。
- (5) 外国人技能実習生の厚生年金の徴収を撤廃する、若しくは一時金返還時に企業側にも返還すること。
- (6) 入国管理法と労働基準法の齟齬を是正し、法的解釈を一本化すること。

- (7) 外国人技能実習生の日本語基礎 1 級、3 級の受験義務及び受験料の負担軽減措置を講  
じること。

## **7. 労働関係法令の見直し**

労働基準法、パートタイム労働法令をはじめとする種々の労働関係法令の見直しにあ  
たっては、中小企業の雇用実態等に配慮すること。